



2021年1月29日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ハ イ マ ッ ク ス
代表者の役職名 代表取締役社長 中 島 太
(コード番号 4299 東証第一部)
問 い 合 わ せ 先 執 行 役 員 岡 田 喜 久 男
経 営 管 理 本 部 長
電 話 番 号 0 4 5 - 2 0 1 - 6 6 5 5

株式の無償割当てに関するお知らせ

当社は、2021年1月29日開催の取締役会において、下記のとおり、当社が保有する自己株式を活用した株式の無償割当てを行うことについて決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 株式の無償割当ての目的

当社は、株主の皆様へ安定的かつ適正な利益還元を継続していくことを配当の基本方針としております。加えて、資本効率の向上と経営環境の変化に柔軟に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、自己株式の取得を行っており、2020年12月31日現在で当社が保有する自己株式は2,779,664株(22.3%)となりました。一方、流動性向上のため流通株式を確保することは重要な経営課題であると認識しておりました。

今般、当社保有の自己株式を有効に活用し、株主の皆様へ還元するとともに、当社株式の流動性を高め、投資家層の拡大を図ることを目的とし、当社保有の自己株式を活用した株式の無償割当てを実施することを決議いたしました。

株式の無償割当てとは、会社法第185条に基づく、株主の皆様より新たな払込みをいただかずに、当社の株式を割当てることができる制度です。株式分割と異なり、当社が保有する自己株式は割当ての対象となりません。

なお、株主の皆様への割当てに際して交付する当社株式につきましては、全て当社が保有する自己株式より充当いたします。

また、本件は当社、各証券会社、証券保管振替機構及び株主名簿管理人である三菱UFJ信託銀行株式会社(以下、三菱UFJ信託といいます。)により手続きを完結することができますので、株主の皆様には特段のお手続きをいただく必要はございません。

2021年3月下旬を目途に、三菱UFJ信託より割当てに関するご通知を送付いたします。

2. 株式の無償割当ての概要

(1) 無償割当ての方法

2021年2月28日(日曜日)(実質的には2021年2月26日(金曜日)となります。)を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式1株につき普通株式0.2株の割合をもって、当社が保有する自己株式を無償で割当てます。

(2) 無償割当てにより交付する株式の状況

① 無償割当て前の発行済株式総数	12,412,992株
② 無償割当てを行わない自己株式の数	2,779,664株
③ 無償割当てにより交付する株式の総数	1,926,665株
④ 無償割当て後の発行済株式総数	12,412,992株

(注) 上記は2020年12月31日時点について記載しており、今後、基準日までに自己株式の取得または処分に伴い、無償割当てを行わない自己株式の数及び無償割当てにより交付する株式の総数並びに無償割当てに際して交付する自己株式の数に変動が生じる場合があります。

3. 日程

(1) 基準日公告日 2021年2月12日(金曜日)(予定)

(2) 基準日 2021年2月28日(日曜日)(予定)

(3) 効力発生日 2021年3月1日(月曜日)(予定)

(注) 基準日当日は株主名簿管理人の休業日のため、実質的には2021年2月26日(金曜日)となります。

4. その他

(1) 資本金について

今回の株式の無償割当てに際して、資本金の額に変更はありません。

(2) 配当について

今回の株式の無償割当てに伴う2021年3月期末の配当予想(1株につき12円50銭)に変更はありません。本件により1株につき0.2株の割当てが実施されることで、実質的に2割の増配となります。

(3) 株式の無償割当ての結果生じる1株未満の端数株式の処理方法について

株式の無償割当ての結果生じる1株未満の端数株式は、会社法234条第1項に基づき、これを一括売却し、その処分代金を端数の生じた株主様に対して、その端数に応じて分配いたします。

(4) 株式の無償割当ての結果生じる単元未満株(100株未満の株式)について

株式の無償割当ての結果生じる100株未満の単元未満株式が生じる場合があります。単元未満株式をご所有の株主様は、以下の制度をご利用いただくことができます。

① 単元未満株式の買取制度

会社法第192条第1項の規定に基づき、当社に対し、株主様をご所有の単元未満株式を買い取ることを請求することができる制度です。

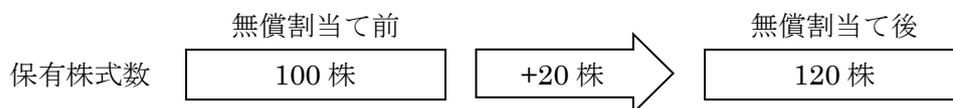
② 単元未満株式の買増制度

会社法第194条第1項の規定による当社定款の定めに基づき、当社に対し、株主様をご所有の単元未満株式をあわせて1単元(100株)となるよう、当社株式を売り渡すことを請求できる制度です。

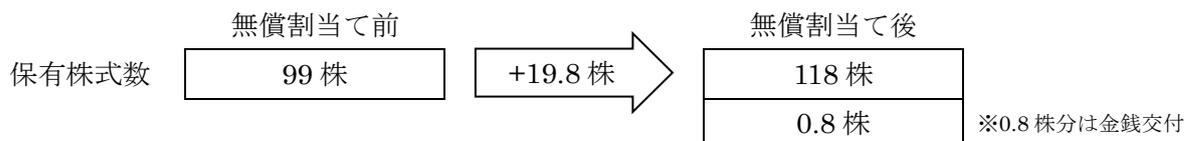
【補足説明】

(今回の株式の無償割当てによる具体例)

(例1) 100株を保有する株主様



(例2) 99株を保有する株主様



※端数分0.8株につきましては、一括売却しその処分代金を株主様に配分します。

(お問い合わせ先・ご通知方法)

効力発生日は 2021 年 3 月 1 日 (月曜日) (予定) ですが、株主様の証券口座に割当てられる日付につきましては、お取引のある証券会社へお問い合わせください。

なお、本件割当ての対象となった全ての株主様に対して、2021 年 3 月下旬を目途に、当社株主名簿管理人の三菱UFJ信託より、本割当てに関する通知書をお送りいたします。

以 上